

令和 4 年度文部科学省 「教育データの標準化推進事業」 事業報告

一般社団法人 ICT CONNECT21

文部科学省教育データ標準について

文部科学省教育データ標準は、①内容標準、②技術標準の2つに分かれている。

教育データを、データの種類や単位が、サービス提供者や使用者ごとに異なるのではなく、相互に交換、蓄積、分析が可能となるように収集するデータの意味を揃えること

①データ内容の規格

各国により文脈が異なるため、主に各国が独自に定める必要

②データの技術的な規格

データの技術的な規格は流通している国際標準規格を主に活用

「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」（令和元年6月 文部科学省）、
文部科学省教育データ標準第1版（2020年度）（令和2年10月公表）より抜粋・編集

文部科学省教育データ標準の目的・方向性

文部科学省教育データ標準の目的・方向性は以下の通り

◎ Pedagogy First, Technology Second

多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、個別最適化された学びの実現や、学校現場での「主体的・対話的で深い学び」に向かうためのデータ活用となることが実現できるためデータの標準化を行う。

◎ 教育データの相互運用性

これまでサービスや媒体に依存していた我が国の教育データ活用を、サービスや媒体によらずに相互に交換、蓄積、分析が可能となるようデータの標準化を行う。

◎ 学習活動の効果の最大化を念頭においた標準化

本人の振り返り、学校等における指導、研究・政策への活用の3つの局面での教育データの利活用が効果的にでき、学習活動の効果が最大化するためにはどのようなデータ利活用が重要かを念頭において標準化を設計する。特に、我が国の強みを生かせるよう以下の点に留意。

- ・我が国で豊富な実践の蓄積、現場での知見の可視化
- ・成果だけではなく、教員の指導・児童生徒の学習のプロセスの可視化

◎ 多様な社会の力を活用できるための標準化

デジタル教科書・デジタル教材や外部コンテンツ等の活用がデータ連携により容易となり、より多様な社会の主体の力を学校の教育活動に活用できるようになるように標準化を行う。

文部科学省教育データ標準の今後の展望

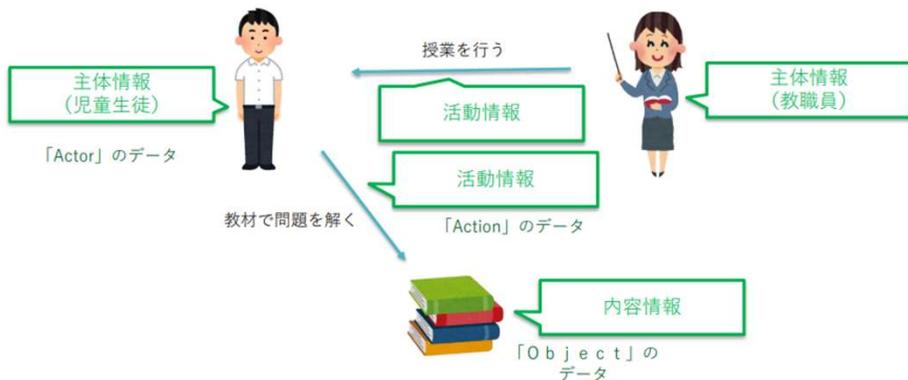
教育データ標準化の枠組みとして、①主体情報、②内容情報、③活動情報の3つに区分しており、年に1回程度の更新を予定。今年度は指導要領コード以外の②内容情報や③活動情報の標準化を推進

文部科学省教育データ標準の枠組み

●教育データを、①主体情報、②内容情報、③活動情報に区分する。

- ①主体情報 … 児童生徒、教職員、学校等のそれぞれの属性等の基本情報を定義。
- ②内容情報 … 学習内容等を定義。
- ③活動情報 … 何を行ったのかを定義(狭義の学習行動のみだけではなく、関連する行動を含む)

●また、教育データの相互運用性を担保する仕組みの標準を定義する。



文部科学省教育データ標準の公表スケジュール

第1版(2020年度)

10月 「内容情報」の一つである「学習指導要領コード」を公表
12月 「主体情報」の一つである「学校コード」を公表

第2版(2021年度)

12月 「主体情報」を中心に公表

第3版(2022年度)(予定)

秋頃 「内容情報」及び「活動情報」を中心に公表

※1年に1回程度、新規事項及び更新事項の公表を行う予定

文部科学省教育データ標準第2版(2021年度)(令和3年12月公表)より抜粋

文部科学省教育データ標準の公表状況

既に公表されている「教育データ標準」として、

- ①内容標準として、学校コード、教育委員会コード等の主体情報に関する標準や、学習指導要領コード等の内容情報に関する標準があり、
- ②技術標準として、「教育データの相互運用性を確保するための技術的標準」がある。

- ・ Excelとcsv形式で文科省HPに公表
- ・ R3年度に検索ツールの試行版を開発・GitHubに掲載

第1版 (2020年度)

10月 「内容情報」の一つである「学習指導要領コード」を公表



| 区分 | 第1桁 | 第2桁 | 第3桁 | 第4桁 | 第5桁 | 第6桁 | 第7桁 | 第8桁~第15桁 | 第16桁 |
|------|-----|------|-----|----------|------------------|-------|------------------|----------|------|
| 告示時期 | | 学校種別 | 教科 | 分野・科目・分類 | 目標・内容・内容の範囲(大項目) | 学年・段階 | 目標・内容・内容の範囲(小項目) | 細目 | 一部改正 |

12月 「主体情報」の一つである「学校コード」を公表

学校コードのイメージ
B1-01-1-1000002-9(構成要素間のは便宜上のもの)

| 学校種 (2桁) | 都道府県番号 (1桁) | 設置区分 (1桁) | 学校番号 (7桁) | 検査数字 (1桁) |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|----------------------|-------------------------|-------------|
| A1:幼稚園 ※ A2:幼児連携型認定こども園 B1:小学校 C1:中学校 C2:義務教育学校 D1:高等学校 D2:中等教育学校 E1:特別支援学校 F1:大学 F2:短期大学 G1:高等専門学校 H1:専修学校 H2:各種学校 | 01:北海道 ~ 47:沖縄県 | 1:国立 2:公立 3:私立 | 1000000 ~ 9999999 | 0 ~ 9 |

- ・ Excelとcsv形式で文科省HPに公表
- ・ 検索ツール付Excelもあわせて掲載

第2版 (2021年度)

12月 「主体情報」を中心に公表

| データ項目名称 | データ型 | 文字数 | コード名 | サンプル値 |
|---------|-------|-----|------|-------|
| 姓名 | VCHAR | 205 | - | 教料 太郎 |

2022年 3月
「教育委員会コード」を公表

| 例) | 教育委員会コード (6桁) | 構成要素 | |
|----------|---------------|-----------|--------------|
| | | 県コード (2桁) | 教育委員会番号 (4桁) |
| 北海道教育委員会 | 011000 | 01 | 1000 |

- ・ Excel形式で文科省HPに公表

教育データの相互運用性を確保するための技術的標準

- 教育データの主体情報、内容情報、活動情報の相互運用性を担保する上で必要な技術的な定義を行う。
- 日本の初等中等教育(学校教育)に適した共通に必要な学習管理機能を備えたソフトウェアシステムとして、文科省CBTシステム(MEXCBT)のアクセス機能を有する「学習eポータル」として必要な機能のうち、協調領域に関する部分で国際標準規格等に基づく共通部分を定義する。

| 機能の考え方 | 協調領域 | ツール間の相互運用性を担保するため、国際標準規格などの汎用的な定義を行い、各ツールとも実装 | ・学習ツール連携機能 ・学習ログ受け取り機能 ・ダッシュボード機能 ・時間割・スケジュール機能 等 |
|--------|------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| | 競争領域 | 協調領域以外の部分は、各社が創意工夫を行い独自に機能を実装 | |

1. 学習eポータルの機能

- ①学習の窓口機能
多様な学習リソース(デジタル教科書・教材、各種ツールなど)の互換性のあるデータを学習eポータルで一覧的に可視化して活用することができる機能(個別最適な学び・協働的な学びへとつながる)
- ②連携のハブ機能
シングルサインオン等のアクセスの容易化など、学習リソースの利活用の連携のハブとして機能(活用者が便利になるとともに、デジタル教材等事業者が個々のソフトごとに連携する手間が省けて不要なコストがかからなくなる。)
- ③文科省システム(MEXCBT)のアクセス機能
文科省が運用する公的CBTプラットフォーム(MEXCBT)へアクセスする機能

2. 学習eポータル標準モデル

文科省からの委託に基づき、(一社)ICT CONNECT 21において、研究者、事業者、教職員等による構成メンバーにより議論を行い、協調領域における標準モデルを策定。この標準モデルを踏まえた機能を備えたソフト等の開発を推奨。

https://ictconnect21.jp/ict/wp-content/uploads/2021/10/learning_eportal_standard_V103.pdf

※技術標準として上記の第1章から第6章を参照

※令和3年度内にLTI1.3に対応した「学習eポータル標準モデルVer2.00」を公表予定

文部科学省教育データ標準第2版(2021年度)(令和3年12月公表)より抜粋

事業内容

1. 「教育データ標準に関する連絡協議会」の開催
2. 「主体情報」のメンテナンス
3. 「内容情報」及び「活動情報」の標準化
(文部科学省「教育データ標準」第3版の策定)に向けた作業

1. 「教育データ標準に関する連絡協議会」の開催

- 標準化を進めるべき教育データその他について、関係の幅広い意見を聴取するため、学校関係者（学校及び教育委員会の担当者）、教育事業者及び研究者からなる13名の委員に参加を依頼（座長・田村上智大学教授）

委員一覧（◎：座長）

| | |
|--------|--------------------------------------|
| 井上 由紀夫 | 株式会社内田洋行パブリックソリューション開発部長 |
| 緒方 広明 | 京都大学学術情報メディアセンター教授 |
| 清遠 和弘 | 東京書籍株式会社教育文化局教育事業本部ICT制作部第三チームマネージャー |
| 後藤 匠 | 株式会社Libry代表取締役CEO |
| 清水 智則 | 桑名市教育委員会学校支援課教育指導係指導主事 |
| 田中 恵子 | 京都情報大学院大学東京サテライト助教 |
| 谷 正友 | 一般社団法人教育ICT政策支援機構代表理事 |
| 田村 恭久◎ | 上智大学理工学部情報理工学科教授 |
| 原 秀樹 | 姫路市政策局デジタル情報室主幹（計画・マイナンバー制度・DX担当） |
| 林 向達 | 徳島文理大学人間生活学部児童学科准教授 |
| 藤村 裕一 | 鳴門教育大学大学院学校教育研究科教授 |
| 横濱 友一 | 学校法人聖徳学園最高情報セキュリティ責任者 |
| 若山 大輔 | NHK第1制作センター<教育・次世代> チーフ・プロデューサー |

1. 「教育データ標準に関する連絡協議会」の開催

- 年3回開催（2022年8月、10月、2023年1月）予定
→第1回協議会を8月22日（月）に開催
- 第1回協議会では、以下3点を議論
 - ①教育データ標準の目的・方向性と枠組みについて
 - ②内容情報・活動情報の標準化（データ標準第3版）について
 - ③教育データ標準の普及促進策について

①文部科学省教育データ標準の目的・方向性と枠組みについて

【論点】

✓ 教育データの標準化の目的・意義

【協議会を踏まえた今後の方向性（案）】

- ➡ データ標準化の目的・意義の確認やデータ標準化による具体的なメリット、明確なユースケースを示すことが必要。
- ➡ データの相互運用性の確保など、既に提示している教育データの標準化の目的・方向性を踏まえつつ、用語や概念について共通理解を図る。
- ➡ ユースケースについて、特にメリットが大きいものを具体的に示しながら、逐次改善を図る。

（参考）主な意見

- 分散型のデータ利活用を行うためには、データ交換フォーマット等の取り決めを行わなければならない。これが教育データ標準化の目的である
- 用語・概念について丁寧な定義を示して公開し、共通認識の下で議論を促すことが必要
- 総論的なユースケースではなく、メリットの大きい明確なケース（ex. データポータビリティ）を示す必要がある。業務が楽になるとか、人的ミスが減るといったユースケースがあれば、教育現場を巻き込める。
- ユースケース区分として、①データポータビリティ、②アセスメント、③教材連携、④評価、⑤学術的分析のように整理できるのではないか
- ユースケースについては「推奨ユースケース」として示し、それを実現するために必要なデータセットを示すのが良く、転校時のデータポータビリティ向上のためのデータセットがあれば良い
- 教育データ標準は、最初から完璧なものを求める必要はない

参考資料

| 教育データ標準の必要性 | | | | |
|-------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | イメージ | 説明 | メリット | デメリット |
| 集中型 | | <ul style="list-style-type: none"> 単一システムで全ての機能を賄う 例: 2000年代 世界中の大学で導入された LMS (Moodle, BBなど) | <ul style="list-style-type: none"> 導入時の手間が少ない 単一ベンダー相手なので、担当者の負担が少ない | <ul style="list-style-type: none"> 負荷の集中→機器の肥大化→保守が難しく 進学、転校等による他校のシステムへのデータ移行が困難 他社システムへのデータ移行が困難→リプレースが困難 (ベンダーロックイン) 新機能の導入が困難・高価 |
| 分散型 | | <ul style="list-style-type: none"> 異なる機能を持つ複数のサブシステムから構成 サブシステム間でデータを交換 同一サブシステムのリプレース時も、データ出力→入力 1EdTech (IMS) が NGDLE 提唱 (2015) | <ul style="list-style-type: none"> 負荷の分散→機器の軽量化→システム保守が容易 進学、転校等による他校のシステムへのデータ移行が容易 他社システムへのデータ移行が容易→リプレースが容易 新機能の導入が容易 (サブシステムの交換・追加) | <ul style="list-style-type: none"> 導入時に手間がかかる 複数のベンダーを相手に、サブシステムを取捨選択する必要 データ形式の標準化が必要 <ul style="list-style-type: none"> サブシステム内のデータ出力 サブシステム間のデータ交換 |

①文部科学省教育データ標準の目的・方向性と枠組みについて

【論点】

- ✓ 教育データ標準の性格は「システムを新規に開発する場合や改修する場合にデータ標準の考え方に則り行われることを推奨するもの」であるが、教育現場のデータ利活用を促進する観点から、文部科学省で追加的に取り組むべきことはあるか
(例)
 - ・教育現場で共通に取得・活用することが望ましい「推奨データセット」(仮称)
- ✓ 「推奨データセット」(仮称)を検討する場合、どのような区分で、どのような情報があれば教育現場におけるデータ利活用は促進されるか

【協議会を踏まえた今後の方向性(案)】

➡教育現場で共通に取得・活用することが望ましい「推奨データセット」(仮称)の在り方など、教育現場の利便性が高いデータセットの在り方や具体的な項目等について検討を進める。

(参考)主な意見

- 教育現場で共通に取得・活用することが望ましいデータについては、最低限、かつ、既にデジタル化されているもしくは容易にデジタル化できるものについて行うのが良い
- 各調査・報告において共通した項目を入れ込んだ「推奨データセット」の公表により、各調査・報告が効率化されることを強く期待する。データ標準化を行うことで、目に見えて学校現場の業務改善につながる事例が必要である
- 推奨の度合いを強め、必須のデータセットを定義して、各設置者は必ず蓄積すべきものとして整理した方が良い。「必須」「推奨」「オプション」のような区分を設定する方法があるのではないか
- 発想が萎まないように、あえて細かいデータ標準を最初は定めずに、教育的テーマを掲げた上でそのためにどのようなアプローチが見られたかを、全国の教育現場から募集するようなやり方もあるのではないか

参考資料) 文部科学省教育データ標準の現状

データ標準化の対象・性格は以下の通り

- 標準化の対象は教育データのうち日本全国で定義の統一が必要なもの
 - ・教育に関するデータは多種多様であり、膨大な種類が存在するが、データ標準化は教育データの全てを網羅するものではなく、データの相互運用性を図る観点から全国で定義の統一が必要なものを対象とする。
 - ・なお、実際の教育活動においては、標準化するデータ以外にも、自治体、学校、教職員、児童生徒等が独自に必要と考えるデータを活用することを想定している。
- 共通して使用することが相互のメリットとなることから推奨
 - ・データ標準に則り教育データを互いに活用することで児童生徒がより付加価値の高い学びが可能となる等の意義が高くなることから、今後システムを新規に開発する場合や改修する場合にデータ標準の考え方に則り行われることを推奨するものである。(「データ標準」の使用を法的な義務を課したり、教育機関等に使用を強制するものとはしない。)
 - ・なお、今後、文部科学省が実施する教育情報システムやデータに関する各種施策や補助事業等においては教育データ標準に則り実施することを基本とする。

文部科学省教育データ標準第1版(2020年度)(令和2年10月公表)より抜粋

②内容情報・活動情報の標準化（データ標準第3版）について

【論点】

- ✓ 内容情報・活動情報をどのように整理すべきか
（諸外国でも網羅的に標準化している例はない状況）

【協議会を踏まえた今後の方向性（案）】

- ➡内容情報や活動情報は、検討すべき論点が多岐にわたるため、用語の整理の必要性や、例えばユースケース別・粒度別・推奨の度合い別といった整理が可能ではないか。また、標準化すべきデータとして、学校が既に所持しているもの、法令で既に定められているものから進めるべき、内容情報については指導要領コードを中心としてカタログとして機能するように標準化すべき、活動情報については学習活動から標準化を進めると良いのではないか。
- ➡内容情報・活動情報は、網羅的な定義を行ってコンセンサスを得ることが難しい領域のため、データ取得の容易さや標準化による効果等を踏まえ、可能なところから標準化していくことが必要。

(参考) 主な意見

- 用語の丁寧な整理を行いたい。データには「マスターデータ（変更されると上書きされるデータ）」と「トランザクションデータ（日々蓄積されて増えていくデータ）」がある。内容情報は「教材のマスターデータ」、活動情報は「トランザクションデータ全般」と捉えて整理すべき
- 内容情報や活動情報は、ユースケースの大まかな区分を定義し、その各ユースケース区分において適切な粒度の検討を行っていくべき
- 内容情報で標準化する部分は協調領域であることが求められ、競争領域との関係を意識しながら進めることが必要
- 標準化するデータについては、まずは既に学校が所持しているものから精査すると良い
- 健康診断など、法令で既に定められている内容については、標準化が進みやすい
- 内容情報については、学習指導要領コードを中心に、カタログとして機能するよう標準化を行うことが必要。学校現場で活用されている粒度の細かい単元や教科書目次にコードを振って組み合わせで活用するなど、教材間連携や個別最適な学びに生かしていくべき
- 内容情報の関連部分が最も肝であり、難しい標準化である。数学の問題のように複数の解法があり、解き方によって使う前提知識や活かす単元内容が変わるものをどう扱うべきか。
- 活動情報について、まずは学習活動を中心に標準化の協議を進めると良い。生活活動については、成績表をはじめ指導要録や調査書などを作成できる既存の情報から揃えることが目安になると考える。指導活動については、「学年・教科・単元」の情報を付加することで、実際に教員が教育データを活用する際に、検索ツールなどから必要な情報にアクセスしやすい環境構築につながるのではないか。
- 活動情報は、オンラインの活動で自動取得できるもの、取得することで教育上の効果が望めるものを標準化することが望ましい
- デジタル教科書の閲覧情報やドリルの利用情報の記載方法は、早めに標準化すべき。
- ログ情報（発言回数など）は細かく取得することはできるが、その情報を現場の教師が細かく見る時間はないので、1枚にまとめて表現できないか

参考資料

活動情報を一次情報として扱う必要性と課題(+対処)

| | イメージ | 説明・メリット | 課題 |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 従来 | <p>観察や発問で 状況把握・介入</p> <p>テスト・ 答案用紙</p> <p>成績入力</p> <p>採点・ 状況把握</p> <p>校務支援システム</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 教員が観察・発問により学習者の状況を把握 ● テスト解答を採点し、状況を把握 ● ベテラン教員はスキルが高い | <ul style="list-style-type: none"> ● アクティブ・ラーニングや自宅学習など授業時以外での活動が把握しにくい ● 学習時の振舞い(学習時間、解答時間、迷い、試行錯誤など)が観察しづらい →「深い学び」の把握が困難 ● 学習活動の詳細な状況を把握しにくい → 個別最適化が実施困難 |
| 活動情報の 利活用 | <p>状況を通知 メール レポート ダッシュボード</p> <p>成績 入力</p> <p>校務支援システム</p> <p>学習eポータル</p> <p>履歴転送</p> <p>PDS / LRS</p> <p>閲覧</p> <p>振舞い情報</p> <p>解答</p> <p>CBT</p> <p>解答の振舞いや 結果を転送</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 教員の観察等だけでなく、学習の様々な活動情報をICTで取得・分析し、状況を把握 ● 新任教員も学習者の基礎的な状況を把握可能 ● アクティブ・ラーニングや自宅学習等、教員不在の状況でも基礎的な状況を把握可能 ● 振舞い情報をもとに、「深い学び」を評価可能 ● 個々の学習者の状況を踏まえた個別最適化が実現可能 ● 「学習分析」分野の研究成果を広く利活用 | <ul style="list-style-type: none"> ● 個人情報の漏洩リスク <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の転送は暗号化 ○ 「要配慮個人情報」や成績などの機微情報は原則転送せず、校務支援システム内に限定 ○ 学習者のUUID、顔情報、音声情報など「個人識別符号」に相当するもの、UUIDと個人情報を紐付ける「対応表」を保存するサーバーのセキュリティ確保 |

参考) 内容情報について

②内容情報の考え方

- これまでデジタル教材等の検索で蓄積がある教育情報ナショナルセンターの学習対象メタデータ（国際標準であるIEEE（Institute of Electrical and Electronics Engineers）、NICER-LOM）を参照して枠組みを設定。
- 内容情報の項目を必須項目と推奨項目に分け、活用の利便性とデータ付与の手間の両立を図る。

内容情報のイメージ

| 項目 | 内容 |
|-----------|--------------------------|
| ①一般 | タイトル、キーワードなどの一般的情報 |
| ②教育的な特徴 | 想定学習者、タイプ(解説文・図表・演習)等の情報 |
| ③学習分野(分類) | 学習分野に関する情報 |
| ④内容情報間の関連 | 他の内容情報との関連(前提・部分・派生等)の情報 |
| ⑤技術的な情報 | データ形式、技術的な特徴や実行環境条件等の情報 |
| ⑥権利に関する情報 | 知的所有権や利用条件の情報 |
| ⑦ライフサイクル | 経歴状況やバージョン情報、作成者の情報 |
| ⑧メタデータの情報 | メタデータ自体の作成者や更新履歴の情報 |
| ⑨注釈 | 利用におけるコメントに関する情報 |

学習指導要領
コード

文部科学省教育データ標準第1版（2020年度）（令和2年10月公表）より抜粋

参考) 活動情報について

③活動情報の考え方

- 活動の対象は幅広く、研究開発段階のものも多く、現時点で、全容を見渡した定義は困難な状況。
- さしあたり、児童生徒の生活活動及び学習活動、教職員の指導活動を大きな3つの区分と設定。
- 今後、現場での活用にどのようなデータが必要なのか等を踏まえ、標準化に関して検討が必要。

| | |
|---------------|------------------------------------|
| A 生活活動 | 生活に関する行動の記録 学校の出欠、健康状況等 |
| B 学習活動 | 学習に関する行動の記録 学習記録、成果物の記録、成績・評価情報 |
| C 指導活動 | 指導に関する行動の記録 指導分野の記録等 |

文部科学省教育データ標準第1版（2020年度）（令和2年10月公表）より抜粋

③文部科学省教育データ標準の普及促進策について

【論点】

- ✓ データ標準は公表するだけでなく、実装・活用に結び付けることが不可欠であり、そのための方としてどのようなものがあるか

【協議会を踏まえた今後の方向性（案）】

- ➡ 実現可能な普及促進策を精査したうえで、データ標準を実装・活用に結び付ける具体的な取組を講じていくべき。

（参考）主な意見

- Excelやcsvでの公開だけでなく、GitHubで公開するとエンジニアの立場からすると便利になる
- データ標準を活用したことによる、自治体や学校現場の好事例をいかに早く作るかが重要
- 事業者側にメリットを提示する必要がある。インセンティブとして、例えば、認定を行い、文科省HPでサービスを公表することが良い。特に初期段階での活用を積極的に促進していく必要がある
- 規格を決めただけでは活用されない場合が多いので、仕掛けが必要。例えば、システム調達仕様書に「文部科学省教育データ標準に準拠する」旨の記載を行うなどの手段もある

2. 「主体情報」のメンテナンス

① 「文部科学省教育データ標準第2版（2021年度）」の追加修正

- 学校設置者に関するコードの追加等
→ 「教育委員会コード」「法人番号」を整理
- 「文字セット」に関する方向性の整理
→ ガバメント・クラウド等の動向を調査しつつ整理

② 「文部科学省学校コード」更新作業

- 令和4年度確定版公表作業
→ 更新作業の効率化
→ 公表版の検索方法等についても検討
- 令和5年度更新作業
→ 利便性向上の観点から、課題を整理中

3. 「内容情報」及び「活動情報」の標準化に向けた作業

- 令和3年度成果を基に調査研究を実施
 - 「健康診断」「体力測定」情報等の整理
 - その他事業等の確認と整理
- 「教育データ標準に関する連絡協議会」の意見を参照
 - 第1回（8/22）を受けて方向性を整理して作業開始
 - 第2回（10月開催予定）：作業状況報告

以上を受け教育データ標準「第3版」を整理し、策定予定